

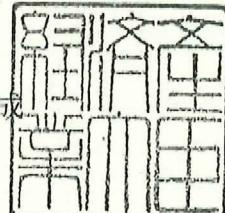
経済産業省

20161020 商第 34 号

平成 29 年 3 月 31 日

株式会社 JERA  
代表取締役社長 堀見 祐二 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



株式会社 JERA 「(仮称) 横須賀火力発電所新 1・2 号機建設設計画環  
境影響評価方法書」に対する通知について

平成 28 年 10 月 20 日付けで届出のあった、(仮称) 横須賀火力発電所新 1・2 号機建設設計画環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第 2 項の規定に基づき、通知する。

また、同条第 3 項の規定に基づき、神奈川県知事からの意見の写しを送付するのを、環境影響評価の実施にあたっては、これを勘案されたい。